

## 年金業務・組織再生会議 運営要領について

年金業務・組織再生会議（以下、「会議」という。）の運営については、会議の決定により、運営要領により定める。

## 1 議事の進行

会議の進行は座長が務める。

座長が出席できない場合は、座長の指名する者が座長代理として、その職務を代行する。

## 2 会議内容の取扱い

(1) 会議は、原則公開とすべきか、非公開とすべきか。

公開とする場合には、新聞記者の傍聴、カメラの取扱い（冒頭のみか否か）、インターネットによる配信をどうするか。

(2) 会議での配布資料は、原則として公表することでよいか。また、座長の判断により、資料の一部を公表しないことができることとすべきか否か。

(3) 会議を原則公開とする場合には、会議開催後の記者に対するブリーフィングは行わないこととすることでよいか。

会議を原則非公開とする場合には、会議開催後、座長又は座長の指名する者から記者に対してブリーフィングを行うこととすることでよいか。

(4) 議事要旨及び議事録は、公表することでよいか。また、座長の判断により、議事録の全部又は一部を一定期間公表しないことができることとすべきか否か。

(5) 会議の議事の効果的な進行を図るため、必要と認めるときは、座長が会議に諮った上で、前記(1)～(4)までの取扱いの全部又は一部を変更することができることとしてはどうか。

## 3 その他

運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、決定する。